第二十九条の九第一項中「第二十条第一項」を「第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項中「通知」を「請求」に改め、同条第三項中「から第五号まで及び第七号」を「、第四号及び第六号」に改める。

第三十二条第一項中「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第三項中「措置は」を「介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、二回以上の利用をすることができる措置とし」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三号に掲げる方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上の利用ができることを要しない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（法第二十五条の国土交通省令で定める制度又は措置）

第三十二条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条の国土交通省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一　育児休業
二　介護休業
三　子の看護休暇
四　介護休暇
五　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による深夜業の制限の制度
六　育児のための所定労働時間の短縮措置
七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置
八　介護のための所定労働時間の短縮等の措置

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第六十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十六日　　国家公安委員会委員長　松本　純

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］

路線名	区　間
［略］	
九号	鳥取市本高から同市鳴まで
	鳥取県東伯郡北栄町から島根県八束郡玉湯町まで
	江津市から浜田市後野町まで
	浜田市下府町から同市三隅町まで
［略］	

［一～四　略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

路線名	区　間
［同上］	
九号	鳥取市本高から同市鳴まで
	鳥取県東伯郡北栄町から島根県八束郡玉湯町まで
	江津市から浜田市後野町まで
	浜田市下府町から同市西村町まで
［同上］	

［一～四　同上］

附　則

この告示は、平成二十八年十二月十八日から施行する。

○国土交通省告示第千四百二十二号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十一条の二第二項の規定に基づき、船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針を次のとおり定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

船員に関し事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針

1　はじめに

この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「法」という。）第31条第1項の規定により読み替えて適用される第11条の2第1項の規定に基づく事業主が職場において行われるその雇用する女性船員に対する当該女性船員が妊娠したこと、出産したことその他の妊娠又は出産に関する事由であって船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年運輸省令第1号。以下「均等則」という。）第3条の2で定めるもの（以下「妊娠、出産等」という。）に関する言動により当該女性船員の就業環境が害されること（以下「職場における妊娠、出産等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置について、法第31条第1項の規定により読み替えて適用される法第11条の2第2項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。

船員は、陸上の労働者の労働環境と異なり、海上という孤立した状況で、かつ、船舶という閉鎖された労働環境に置かれているとともに、航海の態様によっては、船舶は生活の場でもあることから、事業主は、このような海上労働の特殊性を踏まえて、職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに対して適切かつ有効な措置を講じなければならない。